

一関地区広域行政組合行政不服審査会等条例

平成28年3月24日

一関地区広域行政組合条例第1号

改正 令和7年3月21日 条例第1号

(設置)

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項の規定に基づき、一関地区広域行政組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審査会は、委員12人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、管理者が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(合議体)

第4条 審査会は、審査請求に関する事件を調査審議するため、事件ごとに、委員のうちから、管理者が指名する者3人をもって合議体を構成する。

2 合議体に審査長を置き、合議体を構成する委員の互選により選任する。

3 審査長は、会務を総理し、合議体を代表する。

(合議体の会議)

第5条 合議体の会議は、管理者が招集し、審査長がその会議の議長となる。

2 合議体の会議は、これを構成する全ての委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 合議体の議事は、当該合議体を構成する委員の過半数をもって決する。

(手数料等)

第6条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項及び法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項の条例で定める手数料の額は、無料とする。

2 法第38条第1項及び第78条第1項に規定する写し又は書面の交付を受ける審査請求人

又は参加人は、当該交付を受けるために要する費用について、別に定める額を負担しなければならない。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

(罰則)

第8条 第3条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第3条第1項の規定による審査会の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においてもすることができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日以後最初に委嘱される審査会の委員の任期は、第3条第2項本文の規定にかかわらず、2年以内とすることができる。

附 則 (令和7年3月21日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることと

される人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。